

近江日野商人山中兵右衛門家の奉公人請状

宇佐美 英 機

はじめに

商家の研究において、奉公人に関する分析を行うことは重要な意味がある。商人が一人で商売を行っている限りは奉公人について議論すべき余地はないが、営業が拡大するにつれ、商家は使用人を雇用しなければ経営を維持できないことは自明のことであろう。経営の拡大は、必然的に使用人たる奉公人を雇用することを商家の主人に意識させる。このさい、主人と奉公人との関係を子細に検討することによって、その商家ないしは主人の商家経営に対する意識が明らかになるといえるよう。

これまでの当該分野の研究においても、全国各地の商家を分析素材として、奉公人の採用方法・昇進制度・給与制度・服務規程などが議論されてきた。近江商人研究においても、その分析視角は例外ではない。近年では、上村雅洋氏により研究の整理がなされており、後学の者にとって有益である。^①しかしながら、これまでの奉公人研究では、取り上げられた商家が純粹の製造業者なのか、たんに商品の卸・小売販売を行っているのかという点については、あまり意識的に考えられていないように思われる。もちろん、近江商人の多くは後者の商家が多く、前者の商家は少ないという事情はある。もともと、製造を行っていても併行して商品を販売していることが多く、截然と区別してとらえることが有意義であるかどうかについて断定しがたいことも事実である。^②

本稿は、このような状況に鑑み近江国蒲生郡日野大窪に本家をおいていた山中兵右衛門家における奉公人制度の全容を明らかにする最初の手掛かりとして、同家に残された奉公人請状の分析を行うものである。奉公人請状は、明治期のものも伝来しているが、紙幅の関係で近世期に限定して考察を加えることにしたい。山中兵右衛門家については、すでにいくつかの研究が存在するもの⁽³⁾、奉公人制度についてはいまだ不明な事が多いこと、当家は享保三年（一七一八）六月以降、駿河国御殿場に店を構え商業活動を拡大させていったが、寛政十二年（一八〇〇）十二月より酒造業に参入したこと、すなわち経営体のなかに製造部門（店）を含んでいることが、分析対象として注目されるからである。これまでの近江商人研究史によって、北関東一帯に進出した日野商人たちの多くが、その地において醸造業を営んだことはよく知られた事実である。しかし、個別商家の経営分析は、それほど多くはないのである。⁽⁵⁾今後それら多くの商家を分析するさいにも、比較検討する上で有意義であると考えている。

一 奉公人請状⁽⁶⁾雛形の書式

山中家の近世期の奉公人請状は、現在確認できた限りでは一四三通伝来している。最も古い年紀のものは、明和七年（一七七〇）七月付けのものであり、次のものは寛政十二年（一八〇〇）十二月付けである。山中家は、宝暦六年（一七五六）の日野大火により全焼しているため、それ以前のものは焼失したと考えられ、その後もかなりのものは散逸しているのではないかと推測している。とりあえず一四三通の請状を一覧化したものが表1である。表中番号42・43は一通の文書に記載されているが、ここでは人別に分割記載している。表では本論で必要な事項のみを纏めているが、「備考」覧の「○山 店」とあるのは寛政十二年創業の御殿場日野屋酒店、「〆叶 店」は御殿場日野屋本店、「二叶 店」は嘉永四年（一八五二）年創業の沼津日野屋出店、「○大 店」は文政二年（一八一九）創業の小田原日野屋酒造店、「○太 店」は天保七年（一八三六）創業の伊豆南条村日野屋醤油醸造店を指している。

表 1 山中兵右衛門家奉公人諸状一覽

NO.	年月日	西暦	奉公人名	年齢	年季	住 所	給金(年)	備考1	御記入文言
1	明和07.07	1770	喜兵衛		7	愛知郡池之尻村	2両	面度仕着	△
2	寛政12.12	1800	■治		7	神崎郡山上村	3両	面度仕着	
3	寛政13.01	1801	重兵衛		10	愛知郡外村	御店定法	面度仕着	×
4	享和03.	1803	善兵衛		7	大窪町	4両		△
5	享和03.08	1803	仁兵衛			愛知郡北郷野村			
6	享和03.10	1803	清次郎			甲賀郡市場村		給金のうち4両請取	
7	享和04.01	1804	留八		7	(甲賀郡宇田村)	3両		
8	文化03.01	1806	忠兵衛	44		蒲生郡上野田村	3両	前金請取	
9	文化05.0⑥	1808	武助			甲賀郡岩室村	3両	前金請取	
10	文化05.11	1808	平藏			甲賀郡北郷村	5両	面度仕着	○
11	文化07.01	1810	太五郎	14		蒲生郡北郷村			
12	文化07.04	1810	勘平	20		水口宿		享和2年(12歳)より奉公 御殿場出店・中登り再雇用	
13	文化07.04	1810	喜兵衛	18		甲賀郡大野村			
14	文化08.11	1811	庄之助	17		土山宿		改名・庄藏	
15	文化09.05.05	1812	伊藏	11	10	甲賀郡岩室村		十ヶ年面度仕着	
16	文化09.12	1812	市郎兵衛	31		愛知郡下一色村	3両		
17	文化10.06	1813	清吉	19		甲賀郡岩室村	3両		
18	文化10.11	1813	嘉兵衛			蒲生郡仁正寺村			
19	文化11.04	1814	義右衛門	42		甲賀郡高野村	5両		
20	文化13.04	1816	利兵衛	21		甲賀郡領宮村			
21	文化13.06	1816	喜助	25		甲賀郡田堵野村	3両		
22	文化14.05	1817	多兵衛	37		甲賀郡前野村	3両2分		
23	文化14.05	1817	仁兵衛	28		甲賀郡前野村	3両		
24	文化14.06	1817	嘉藏	18		蒲生郡新堂村	思召次第		
25	文化14.11	1817	新七	36		甲賀郡大野村	思召次第		
26	文化14.11	1817	平七	12	10	甲賀郡前野村		十ヶ年面度仕着	○
27	文政01.05	1818	仁兵衛	31		甲賀郡出屋鋪村	3両		

28	文政01.05	1818	新藏	11	10	甲賀郡前野村		十ヶ年年度仕着	○
29	文政02.05	1819	万吉	17		蒲生郡岡本村	思召次第		
30	文政03.05	1820	重治郎	12	10	甲賀郡伊佐野村		十ヶ年年度仕着	○
31	文政03.05.26	1820	伊兵衛	25		甲賀郡大野村	思召次第		
32	文政03.05.26	1820	五郎兵衛	22		甲賀郡徳原村	思召次第		
33	文政03.06	1820	田兵衛	20		甲賀郡岩室村	思召次第		
34	文政03.11	1820	柳藏	25			3両		
35	文政04.09	1821	文吉	24		甲賀郡前野村	3両	前野村文助事・ 親治左衛門と頼にあり	
36	文政05.04	1822	亀松	12	10	中野村		十ヶ年年度仕着	○
37	文政05.08	1822	亀治郎	15		蒲生郡上野田村		和助	○
38	文政05.08.29	1822	茂助	22					
39	文政06.04	1823	常吉	11		甲賀郡笹路村		年度仕着	○
40	文政06.05	1823	清治郎	19		甲賀郡田堵野村	思召次第	十ヶ年年度仕着	○
41	文政06.05	1823	乙松	15	10	甲賀郡田堵野村	思召次第	文化4年4月より奉公 文化13年4月より奉公 年度仕着 庄兵衛と連記	○
42	文政07.05	1824	庄兵衛	11		甲賀郡上野村		年度仕着	○
43	文政07.05	1824	留藏	10		甲賀郡上野村		文化13年4月より奉公 年度仕着 庄兵衛と連記	○
44	文政07.11.16	1824	源兵衛	24		甲賀郡大原島居野村	思召次第	年度仕着	○
45	文政08.05	1825	吉五郎	12		甲賀郡岩室村		年度仕着	○
46	文政08.05.16	1825	久五郎	18		中野村		年度仕着	○
47	文政08.10	1825	善三郎	10		甲賀郡伊佐野村		○山店 敏吉改め新兵衛 年度仕着	○
48	文政08.12	1825	岩松	14		甲賀郡市場村		年度仕着	○
49	文政08.12.05	1825	常七	16		甲賀郡酒入村	思召次第	十ヶ年年度仕着	○
50	文政09.11.10	1826	彌藏	14	10	甲賀郡田堵野村		二両前金借用	○
51	文政10.01.27	1827	常吉	13					
52	文政11.09.05	1828	卯兵衛	22		神崎郡妙法寺村	思召次第		○
53	文政12.04.23	1829	惣三郎	19		甲賀郡田堵野村	思召次第		○
54	文政13.04	1830	豊吉	15		甲賀郡(下田堵)野村	思召次第		○

55	文政13.05	1830	与吉	14		甲賀郡八田村			○
56	天保02.03	1831	為吉	12		犬上郡横関村		同度仕着	
57	天保03.02	1832	普七	32		犬上郡北落村	思召次第		
58	天保04.02	1833	繁藏	12		甲賀郡荻上野村		同度仕着	○
59	天保04.06	1833	徳松	15		甲賀郡大野村		同度仕着	○
60	天保06.05	1835	市兵衛	22		伊州小杉村	思召次第		
61	天保12.04	1841	友七 増藏	40 12				二名連記	
62	天保12.06.20	1841	清兵衛	22		甲賀郡上野村	思召次第		
63	弘化03.08	1846	庄兵衛	20		(甲賀郡大原) 上田村			
64	弘化04.11	1847	斎兵衛	18		甲賀郡土山宿	思召次第		
65	弘化04.11	1847	岩太郎	24		甲賀郡滝村	思召次第		
66	嘉永03.04	1850	久吉	13		甲賀郡磯崎中村		同度仕着	○
67	嘉永03.04	1850	辰八	26		甲賀郡磯崎中村	思召次第		
68	嘉永04.06	1851	普吉	18		水口宿作坂町	思召次第	○山店下り	
69	嘉永04.10	1851	常藏	35		甲賀郡黒川村	思召次第		
70	嘉永04.10	1851	房吉	16		甲賀郡山中村			
71	嘉永05	1852	又兵衛	18		(愛知郡) 野辺村	思召次第		
72	嘉永05.11	1852	為吉	12		甲賀郡滝村		同度仕着	○
73	嘉永05.12	1852	茂吉	15		甲賀郡滝村	(3間)	同度仕着	
74	嘉永06.09	1853	普吉	18		蒲生郡大谷村	思召次第		
75	嘉永06.09	1853	喜助	24		甲賀郡平子村	思召次第		
76	嘉永06.11	1853	利左衛門	48		甲賀郡相模村	思召次第		
77	嘉永06.11.02	1853	由松	12		甲賀郡隠岐村		○山店下り	
78	嘉永06.12	1853	太吉	26		蒲生郡仁正寺浦出	思召次第		
79	嘉永07.06	1854	竹藏	18		甲賀郡伊佐野村	思召次第		
80	嘉永07.06	1854	直吉	17		甲賀郡伊佐野村	思召次第		
81	嘉永07.06.19	1854	房吉	16		甲賀郡黒川村	思召次第		
82	嘉永07.07	1854	常治良	16		甲賀郡平野村	思召次第		
83	嘉永07.09	1854	安兵衛	26		甲賀郡磯崎上田村	思召次第	○山店下り	
84	嘉永07.10	1854	寅吉	13		蒲生郡三十坪村	思召次第	八叶店下り・普兵衛	

85	嘉永07.10	1854	佐太郎	18	蒲生郡歸物節村	思召次第		
86	嘉永07.12	1854	龍増常太郎	20	伊州阿拜郡下瀬田村	○太店		
87	嘉永07.12	1854	増吉	14	甲賀郡油日村	思召次第		
88	安政03.10.11	1856	伊助	21	甲賀郡磯城甲村	面度仕着	○	
89	安政04.0⑤	1857	米吉	11	蒲生郡大森村	思召次第		
90	安政04.08.27	1857	兵次郎	14	甲賀郡伊佐野村	思召次第		
91	安政04.10	1857	藏太郎	28	甲賀郡和田村	思召次第		
92	安政04.11	1857	兵五郎	20	甲賀郡磯城甲村	思召次第		
93	安政04.11	1857	長兵衛	22	甲賀郡磯城甲村	思召次第		
94	安政04.11	1857	孫兵衛	19	甲賀郡磯城甲村	思召次第		
95	安政04.12	1857	文左衛門	33	甲賀郡大久保村	思召次第		
96	安政05.05	1858	留吉	12	甲賀郡伊佐野村	思召次第	一叶店下り	
97	安政05.05	1858	利兵衛	28	甲賀郡磯城上田村	思召次第		
98	安政05.05	1858	万吉	12	伊賀友田村	思召次第		
99	安政05.06	1858	竹松	13	(伊賀)友田村	思召次第	○山店下り	
100	安政05.06	1858	治兵衛	19	愛知郡野々目村	思召次第		
101	安政05.08.12	1858	与兵衛	23	伊州上友田村	思召次第		
102	安政06.03	1859	満吉	12	甲賀郡岩室村	思召次第		
103	安政06.05	1859	文治郎	11	伊州上友田村	思召次第		
104	安政07.0③	1860	安右衛門	42	甲賀郡新磯村	思召次第		○
105	安政07.04	1860	藤五郎	21	甲賀郡磯城上田村	思召次第	○山店下り	○
106	万延01.04	1860	宇助	20	甲賀郡水口宿八幡	思召次第	一叶	○
107	万延01.10	1860	清次郎	12	蒲生郡寺所村	思召次第	八叶店・清治	○
108	万延02.02	1861	機兵衛	43	甲賀郡岩室村	思召次第	○大店・幸兵衛	○
109	文久01.05	1861	多吉	13	甲賀郡伊佐野村	思召次第	○山店下り	○
110	文久01.07	1861	利助	19	御舍利町	思召次第	○山店	○
111	文久01.07	1861	孫兵衛	52	仁正寺大石丁	思召次第		
112	文久01.10	1861	栄助	15	甲賀郡大久保村	思召次第	文久1年10月9日 ○太店下り	○
113	文久01.12	1861	友吉	26	土山宿	思召次第	文久1年11月26日 ○山店下り	○

114	文久02.04	1862	幸助	18	日野玉屋町	思召次第	戊5月○大店下り	○
115	文久02.05	1862	常治郎	13	甲賀郡船山村?	思召次第	壬戌5月12日○大店下り	○
116	文久02.05.26	1862	忠兵衛	22	甲賀郡池田村	思召次第	文久2年5月29日 ○山店下り	○
117	文久02.10	1862	為吉	13	甲賀郡久二坂村	思召次第	文久2年10月25日 ○山店下り入叶店	○
118	文久02.10	1862	為吉	13	蒲生郡鎌掛村	思召次第	文久2年11月8日下り	○
119	文久02.10.25	1862	長兵衛	28	蒲生郡三十坪村	思召次第		○
120	文久02.11	1862	万吉	13	甲賀郡岩室村	思召次第	亥8月1日○大店下り	○
121	文久03.07	1863	庄兵衛	45	甲賀郡伊佐野村	思召次第	亥8月13日下り	○
122	文久03.10	1863	久藏	34	犬上郡在土村	思召次第	亥10月10日一叶店下り	○
123	文久04.03	1864	順藏	43	蒲生郡上野田村	思召次第	元治1年5月16日 ○山店下り	○
124	元治01.05	1864	与惣吉	12	蒲生郡三十坪村	思召次第	元治1年5月16日 ○山店下り	○
125	元治01.08	1864	繁松	19	甲賀郡伊佐野村	思召次第	元治1年8月7日○大店下り	○
126	元治01.08	1864	作藏	16	甲賀郡伊佐野村	思召次第	元治1年8月7日入叶店下り	○
127	元治01.09	1864	利助	25	愛知郡野部村	思召次第	○山店下り	○
128	元治01.10	1864	竹藏	12	甲賀郡小佐治村	思召次第	元治1年11月13日 入叶店下り	○
129	元治01.10	1864	末吉	12	甲賀郡滝村	思召次第	元治1年11月12日 ○太店下り	○
130	元治02.03	1865	増藏	11	甲賀郡野河村	思召次第	○大店下り	○
131	元治02.05	1865	常藏	14	甲賀郡伊佐野村	思召次第		○
132	慶応01.05	1865	吉右衛門	41	甲賀郡隠岐村	思召次第		○
133	慶応01.09	1865	熊藏	37	蒲生郡上麻生村	思召次第	○大店下り	○
134	慶応01.09	1865	清兵衛	51	野部村	思召次第		○
135	慶応01.11	1865	為吉	13	甲賀郡大窪村	思召次第	○山店下り	○
136	慶応01.12	1865	庄吉	18	甲賀郡青土村	思召次第		○
137	慶応03.04	1867	秀次郎	18	蒲生郡三十坪村	思召次第	慶応2年4月20日店着 ○山店下り	○

近江日野商人山中兵右衛門家の奉公人請状

八

138	慶応03.05	1867	岩藏	14		甲賀郡市場村	思召次第	○大店下り	○
139	慶応03.09.29	1867	徳藏	11		勢州関宿	思召次第	慶応3年10月3日 一丁店下り	○
140	慶応03.11	1867	音五郎	21		甲賀郡小佐治村	思召次第	○山店下り 両度仕着	○
141	慶応04.02.01	1868	富吉	12		甲賀郡磯織中村	思召次第	○山店下り	○
142	慶応04.④02	1868	音吉	20		蒲生郡池田村	思召次第	慶応4年壬子4月8日 八丁店下り	○
143	壬戌.11.	—	藏右衛門	52			思召次第	戊11月8日八丁店下り 藏兵衛	
144	未.5	—	仙治郎	12		甲賀郡伊佐野村	思召次第	○山店下り・林兵衛	

ところで、山中家文書の中には奉公人請状の雛形が数通残されているが、大まかには四種類に分類できる。それらを示すと次の通りである。

史料①(41497)

奉公人請証文之事

一

奉公人 たれ

右之者宗門之儀ハ代々何所何宗何寺旦那ニ而慥成ル者ニ御座候

一 丸耆ケ年給金拾両ニ相究、来ル申ノ八月迄丸五ケ年季ニ相定メ、其元江奉公致サセ申候所実正也

一 前金何両御貸シ被下、慥ニ受取申候

一 不奉公致シ候歟病氣ニ而相勤リ不申候ハ、代リ之者相立可申候

一 寺請状取置キ申候、他国へ参リ居申事ニ候へハ、万一急死等有之候ハ、其所之法ニ被成可被下候、少シ茂構

イ無御座候

一 取逃欠落金銀引負等仕候ハ、本人ヲ尋出シ急度相弁へ勘定仕、少シ茂御損毛掛ケ申間敷候

一相勤候後、其元店近辺駿州豆州西国之内ニ而同商売ケ間敷事、猶又奉公等茂仕間敷候
 一背御氣ニ暇被遣候ハ、何時ニ而茂請取一言之子細申間敷候、御氣ニ入、年季之後末々相勤候共、此証文ヲ以
 請負、奉公大切ニ勤サセ可申候、其外此者ニ付如何様之義出来仕候共、急度埒明ケ、其元へ少シ茂御難儀掛申
 間敷候、為後日如件

天明三年卯ノ月日

何所

奉公人 誰

同

請人 誰

同

身請人 誰

日野仕出町

山中兵右衛門殿

史料②（41499）

奉公人請証文之事

奉公人親 たれ 悴

たれ年何才

右之者、此度其元江奉公為致申候処実正也、給金之義者𦵏ケ年ニ金三両宛ニ相定メ申候

一宗門之義者何村何宗何寺之旦那ニ紛無御座候、則寺請狀請人方へ預リ置キ申候、他国へ参リ居申事ニ候得ば、
 万一急死等茂仕候へば其所之法ニ被成可被下候、少茂構無御座候

一取逃欠落金銀引負等仕候ハづ、早速ニ本人ヲ尋出シ其元江少茂御苦勞御損毛相掛申間鋪候

近江日野商人山中兵右衛門家の奉公人請狀

一〇

○此者二付如何様之義出来仕候共、我等埒明ケ少茂御難義相掛申間鋪候、為後日之請証文、仍如件

年号月日

何村 親 たれ

親類 たれ

請人 誰

日野

山中兵右衛門殿

相勤候後、御店近辺ニ而同商売ケ間鋪義一向為致申間鋪候、以上

史料③(41500)

奉公人請証文之事

一

奉公人 誰 忤 誰

右之者、其元江七ヶ年季ニ奉公致サセ申候処実正也、給金之義ハ壹ヶ年ニ金三兩宛ニ相定候

一宗門之義ハ何村何宗何寺旦那ニ紛無御座候、則寺請狀請人方ニ預リ置キ申候、他國ハ参リ居申事ニ御座候ハ

ハ、万一急死等仕候ハ、其所之法ニ被成可被下候、少しも構ひ無御座候

一取逃欠落金銀引負等仕候ハ、早速ニ本人ヲ尋出シ其元へ少しも御苦勞御損毛相掛ケ申間敷候、此者ニ付い

か様之儀出来候共、我等埒明ケ其元江少しも御難義相掛ケ申間敷候、為後日請証文、如件

年号月日

親 誰

親類 誰

請人 誰

仕出町

兵右衛門殿

御氣二入、年季後相勤候共、此手形ヲ以請負可申候

相勤候後、御店近辺ニ而同商売ケ間敷義一切致サセ申間敷候、以上

史料④（41501）

奉公人請証文之事

奉公人 たれ

年何才

右之者、其元へ奉公被致候所実正御座候、給金之義者思召次第二被成可被下候

一宗門之義者何宗何村何寺之旦那紛無御座候、則寺請狀請人方へ預り置申候、他国へ参り居申候事ニ候へ

ば、万一急死等茂仕候ハ、其所之法ニ被成可被下候、少し茂構無御座候

一取逃欠落金銀引負等仕候ハ、早速ニ本人ヲ尋出シ其元へ少し茂御損毛相掛申間敷候

一此者ニ付如何様之義出来仕候とも我等引受埒明ケ、其元へ少し茂御難儀相掛申間敷候、為後日之請証文、仍

如件

年号月日

何村 親 たれ 印

親類 同 同

請人 同 同

山中兵右衛門殿

相勤メ候後、御店近辺ニて同商売ケ間敷義一向為致申間敷候、以上

前掲史料①②③④の書式を比較すると、次のようなことがいえよう。(一)奉公人については、奉公人の名前が最初に書かれるが、①④では②③のように親の名前は明記されない。また、年齢は②④において書くことになっている。(二)宗門については、①では第一条と第五条に分けて書かれていることが、②③④では一条にまとめられている。(三)「取逃欠落金銀引負」に関しては、いずれの雛形にも共通して条文が立てられている。(四)年季奉公明けの活動については、①では「其元店近辺駿州豆州西国」で、②③④では「御店近辺」で、同商売や奉公をしないことが約束せられている。この場合、①が条文を立てて詳細に山中家の商圏を記すのに対し、②③④では簡略であるとともに、請状の末尾に加筆される形となっていることが特徴である。もともと、「御氣二」入るかどうかにについての記載を考慮するならば、①③にはその表現が見られるという違いはある。以上の四点が共通して見られる点であるのに加えて、①の第三条には前貸し金の受領に関する一文が定められていることが注目される。

次に、給金と奉公年季の記述に注目するならば、①は五年季で年給一〇両、②は年季を示さず年給三両、③は七年季で年給三両とされ、④では金額は記されずに「思召次第」とされていることが分かる。①は年給が高いものの、前貸し金を得た代償として奉公する者の請状ではないかと推測できよう。一方、②③の年給規程は同一であるが、②には年季はなく、③は七年季と明示されている。もともと、年季が限定されているものの末尾の記載によれば、「年季後相勤」めることも可能ではあったといえるため、年季を定めず奉公する者との差がどのような条件のもとで生じたのか検討が必要であろう。また、④では給金も奉公年季も示されていないため、これだけでは具体的な奉公の実態は分からないものとなっている。また、表1によれば年季一〇年の者も存在しており、次にそれらの不明な問題を実例を見ながら検討することにしよう。

二 奉公人請状の実例

まず表1から奉公人請状の全体的な特徴を確認しておこう。分明なことは、文化五年（一八〇八）までは「忠兵衛」の一例を除き、奉公人請状に奉公人の年齢は記されなかったと思われる。また、奉公年季についても、七年季四名、十年季二名（3・30）を除き原則として記されないことが通例であったといえる。ただ、「拾歳間年々両度仕着セ可給候」（15）のように書かれた請状が六通存在し、これは十年季の奉公を意味すると思われることから、十年季の者は八名だったと判断できよう。そこでそれらの者も表では年季十年として分類している。一方、雛形①は五年季とされているが、実例では伝存していない。給金については「思召次第」がほとんどであるとともに、「三両」と記すものが少なからず存在するのを見て取れよう。

さて、残存する奉公人請状の最も古い年季のものは、次のように記されている。

史料⑤（41358）

（包紙ウハ書）

「一札 池ノ尻村 喜兵衛証文」

奉公人請状之事

一喜兵衛と申者、当年寅年より申ノ年迄七年切ニ其元江奉公致させ申候所実正也、毎年給金貳両両度之仕着せ可被給候、年季之内我俣ニ隙取中間敷候

一宗旨者代々浄土真宗同村順慶寺旦那二而、寺請状取置申候、他国江参り居申事ニ候得ハ、万一急死等茂有之候節、其所之法ニ被成可被下候、少茂構ひ無御座候

一取逃欠落金銀引負等仕候ハ、本人ヲ尋出シ急度相弁可申候、為後日請状、如件

近江日野商人山中兵右衛門家の奉公人請状

明和七年

寅七月日

愛知郡池之尻村

親 四郎七（印）

請人 甚左衛門（印）

同 九郎兵衛（印）

日野仕出町 山中兵右衛門殿

相勤候後、其元店近郡ニ而同商売ケ間敷義一切致させ申間敷候、御氣ニ入末々相勤候共、此証文ヲ以請負可申候、為後日如件

奉公人請状の一条目には、奉公年季・給金・仕着について記されている。右の例では奉公年季は七年とされており、先に見た雛形③の書式に準じていることが分かる。しかし、冒頭に「奉公人 誰悴 誰」と書かれないことや仕着給付が書かれていること、給金額が異なっているなど、若干の相違が見られる。表1で明らかのように、七年季奉公の者は他に三名いるが、「■治（2）」は奥書の「御氣ニ入・・・請負可申候」の一文が欠けており、「善兵衛（4）」には「親類」一名が連署しているとともに「善兵衛」が押印しているところから、善兵衛自身が当主であった可能性が高い。その給金も四両であることは、年齢が高い者であったのではないかと思われる。この点に関わっては、「清次郎（6）」は年齢・年季は記されていないものの、「兄」と連署して捺印しており、年齢の高い者であったと推測できる。同様に奉公人自身が捺印している事例は、「平蔵（10）」、「市郎兵衛（16）」がおり、いずれも年長者である。また、「義右衛門（19）」は奉公人請状自体には捺印していないが、請状と同年同月十九日付けで「式両式歩」を受け取ったとする「前給借用仕金子之事」（4-1362-13）なる一札を差し入れており、前借による奉公であったことは明白である。このような共通性を見るならば文化年間までは、年齢の高い奉公人、あるいは三

両を超える給金が記された者は、何らかの理由で山中家より借金を負い、その返済のために奉公した者が多かったといえよう。

それはともあれ、雛形③とほぼ同一なのは「留八」（7）だけである。この七年季奉公に関わつては、次のような史料が遺されている。

史料⑥（4148412）

差上申一札之事

一此度我等娘何と申者、御家様へ何之年より何之年迄丸七年季ニ奉公ニ御召抱被下候段難有仕合ニ奉存候、御給金之義者御家様御定法之通りニ而御召遣ひ可被下候、私義近來身上不如意ニ付、右給金引当ニ

定

一金何程

右之通借用仕、只今慥ニ受取申処実正也、万一不奉公又者思召ニ相叶不申候節者、右奉公人御返シ可被下候、其節者前書之金子無相違返済可仕候、若取逃欠落仕候ハ、私方より尋出シ少シ茂御損失相掛申間敷候、金子借用証文奉公人請狀、仍而如件

月 日

親 何右衛門

名

この史料は娘奉公人の請狀と金子借用状を兼ねているものであるが、娘の七年という年季奉公が借用金の返済に充当されることになっていると考えられる。そのさい、年給金は「御家様御定法之通り」とされていることが分かる。「善兵衛」がそうであつたように、七年季の奉公は、このような借用金返済に伴う義務が背景にあつたのではないだろうか。それでは、それよりも長い一〇年季の奉公人請狀はどうであつたのか、次に検討してみよう。

一〇年季の奉公人請状は八通遺されているが、寛政十三年正月のものを除けば全て奉公人の年齢が示されている。それによれば、一一歳二名、一二歳三名、一四歳一名、一五歳一名の者であった。書式は、寛政十三年のものの奥書が「年季明ヶ候共御勝手ニ相為勤可申候、尤末々我侭ニ近郡ニ而同商売ヶ間鋪義為致候間鋪候、為後日依而如件」とあることを除けば、史料③と奥書が同じである。その他の事例は、本文書式は史料④の規定になっているが、最終条目のみが異なり、次のようにされている。もちろん、若干の字句の相違はあるが同文と見て良い。ここではこの条文を「御氣入文言」と名付け、表にその有無を表示している。

史料⑦（41470）「(30)の例」

一背御氣ニ隙御出し被成候ハ、何時ニても請取一言之子細申間敷候、御氣ニ入年季後相勤候ハ、此証文を以請負可申候、此者ニ付如何様之儀出来仕候共、我等引請埒明ヶ其元江少シ茂御難義相懸ヶ申間敷、為後日請証文、仍テ如件

この一〇年季の者は、共通して給金が書かれていない。「御店定法」（寛政十三年）「思召次第」（文政六年）という表現は例外的にあるが、給金は明示されず、八名全員とも「十ヶ年之間年々両度仕着可給候」と書かれているに過ぎないのである。ここでは、前述の年季記載のある奉公人請状との違いを考えるために「両度仕着」文言があるか否かについて検討すると、次のような事実が明らかとなる。

(一) 「両度仕着」文言がある奉公人請状は、二六通（一通は二名連記）遺されている。

(二) この請状を書いている者の年齢は、一〇歳二名、一一歳四名、一二歳八名、一三歳二名、一四歳三名、一五歳四名、一八歳一名、二二歳一名、不明二名である。

(三) この請状には明和七年の「喜兵衛」（史料⑤）を除き、給金が書かれていない。

(四) この請状の最終条文は、三通を例外として残りのものには「御氣入文言」が書かれている。史料⑤の末

尾も同一趣旨とみなせば、例外は二通だけである。

右の諸点から推測すると、「両度仕着」を支給されて奉公に入る者は、一二歳前後の年齢が多く、永年季の奉公を勤める者ではないかと考えられる。

次に、給金に着目するならば、そのほとんどは仕着の給付という条件を記すか、または「思召次第」と記している。給金額を記すものは、例外的である。前述のような給金を明示している例を勘案すると、むしろ給金額を明示している者は、本人や親などの前借金返済などが背景にある者ではないだろうか。給金について「思召次第」と書くことは、とりわけ、文政八年に四代目兵右衛門が相続をして以降は顕著である。実際には給金は一定の極まりがあったと思われるが、奉公人請状に明記されることはなかった。

しかし、たとえば表中の「茂吉(73)」の例では、茂吉が二十歳になった年(安政四)に金三両が「巳年より廿才ニ而祝義給金被下候」とあり、初給金は三両であったものと思われる。この額は年給四両を経て、安政六年の家政改革により文久二年まで五割増しの六両となり、文久二年の再改革の後(8)に同三年からは八両になっている。もともと、茂吉は安政四年より元治元年の間に給金・主法金・祝金など総額八九両給付される一方で、文久二年より慶応二年の間に店から総額一〇九両二分と銀六匁三分五厘を借り、差し引き二〇両二分余りが借入金となったものの「病氣養生金」として与えられ、慶応二年十月に「貸越し消帳」の処理をされ「永暇」を遣わされている(4149612)。

また、「作蔵(126)」の場合は、元治元年子八月初めからへ叶店で勤務したが、その際には「月廿匁割五ヶ月分」として「銀百匁」が「年給」として算用されている。この例では、月給二〇匁として、「丑給・十三ヶ月」「寅給・拾二ヶ月」「卯給・五ヶ月」与えられていることが分かる(4149012)。ここでも右の総額に「心附」金を足した額から店が貸した額を差し引いた二両一分と八〇二文が明治元年正月付けで父親に渡されている。作蔵が解雇されたのか、単に父親が店から給金の差し引き額を借用したのかについては、判然とはしない。しかし、茂吉が金表記の年給算

用の記載しかないのに対して、作藏の場合は「月廿匁割」という銀表記の月給が記され年給算用されていることが注目される。山中兵右衛門家において、給金がどのように定められていたのかについては、いまだ全容を明確にできる史料を見つけていないが、とりあえず年給制と月給年給制の二つの制度があったことは間違いないだろう。詳細は今後の課題ではあるが、「思召次第」とある給金については、内容的には複数の可能性があるものと推測できよう。

さて次に「御氣入文言」が書かれている請状を検討すると、文政期に入るとその数が増加し、安政七年以降は、一通のみを例外として全てに書かれる書式となっている。明らかにこの時点で奉公人請状の書式が統一されたと考えて良いだろう。この切っ掛けとなったのは、恐らく安政六年に始まる家政改革であったと思われる。この際に給金についても「思召次第」という表現で額を明示しない形が採用されたものと思われる。もともと、給金額が明示されることが例外的なものであり、多くの場合は奉公に入る時点で前借・借銀を伴う奉公人には給金が記され、そうでない場合は「思召次第」とされるのが通例ではなかったかと推測することもできる。

このように見てくると、山中家においては、①店内の職階を昇進していく奉公人として雇用されるのは一二歳前後の子供が多い。②請状には奉公年季は明示されないが、当面の年季としては十年が想定されていたのではないか。そして、③給金は額面を明示するものがあるものの、期を追って「思召次第」と明記されるようになり、また、④「御氣入文言」を入れた書式の奉公人請状に統一されていく、という特徴を指摘できよう。

結びにかえて

以上、近世期の山中兵右衛門家の奉公人請状の特徴を述べてきた。紙幅の関係で多くの点について触れることはできなかったため、ここでは一覽表に掲げたもののその内容にふれることができなかったことを中心にして、今後の課題を述べておきたい。

まず第一に請状の書式の変化についてであるが、明治期に至ってもなお基本的に変わりはない。給金も「思召次第」であり、「取逃欠落」条文、「御氣入文言」も書かれている。ただ、唯一の変化は「宗旨」に係る条文に見られる。明治五年以降のものには、宗旨・旦那寺の記載とともに「氏神」の神社名も併記されるようになることである。これが同年に設置された教部省による国民教化政策の反映なのかどうかについては判断しがたいが、同時期の他の商家に遺された奉公人請状と比較して検討する必要がある。

第二には、山中家に奉公し始める（入店する）年齢にばらつきが多いということの解釈である。奉公に入った年齢は、一〇歳から五二歳までの開きがあり、比較的二三歳前後の者が多いとはいえず、年齢幅の大きいことが特徴である。これは、従来明らかにされてきたような、一〇歳過ぎに入店して中登り制度を経る過程で店内の職階を昇進していく、二十年ほどの奉公勤めの後に番頭・支配人、あるいは別家に至るという商家奉公人制度の事例とは大きく異なるものである。なぜ山中家はこのような奉公人雇用制度となっていたのだろうか。表では、請状から判明する範囲でどの出店に派遣されたのかを示しているが、この限りでは「〇山店」「〇大店」「〇太店」に下っている者の年齢が高いという傾向を読み取れよう。これらの三店は酒造・醬油造を行った店であることを勘案するならば、醸造そのものにはある程度の力仕事を必要とするため、壮健な年長の者が雇用されたのではないかと推測できよう。その一方で営業に関わっては年少の者を育て上げるという方針があったのではないだろうか。この点についても、派遣先が不明な奉公人と併せて、他の醸造家における奉公人採用の実態を比較検討する必要がある。

第三には、山中家の奉公人の出身地についてである。その多くは、甲賀郡出身者である。山中家自体は蒲生郡日野に所在したが、蒲生郡域からの雇用は少数であったことは歴然としている。甲賀郡は確かに隣郡であり、その限りでは地元採用といっても良いのであるが、他の日野商人はどうであったのかについて比較する意味がありそうである。呉服・太物類を扱った商家と製造を伴う商家との違いがそこには存在する可能性がある。

第四には、明治期以降の山中家の奉公人制度の変化の実態を説明する必要がある。そのさいには、近世期も含めた奉公人の昇進制度や近代的商家への転換にともなう給与制度、あるいは奉公人から従業員（店員）への意識変化の有無などが検討されるべきであろう。

このように、山中家の事例分析は、これまで多くの蓄積がある近江商家の奉公人制度の変容を新しい観点から見直すためにも有意義な論点を提供できると考えている。

- (1) 上村雅洋「近江商人の雇用形態」（安岡重明・藤田貞一郎・石川健次郎編『近江商人の経営遺産』所収、同文館、一九九二年。のち、上村「近江商人の経営史」に再録、清文堂、二〇〇〇年）。
- (2) 日野において製薬販売した商家として正野玄三家があるが、奉公人研究として上村雅洋「近江商人正野玄三家の奉公人と給金」（『大阪大学経済学』第五四巻第三号、二〇〇四年）、「近江商人正野玄三家の事業と奉公人」（徳永光俊・本多三郎編『経済史再考』所収、思文閣出版、二〇〇三年）。
- (3) 「山中兵右衛門商店二百五十年史」（山中兵右衛門商店、一九七六年）、「山中兵右衛門商店二六〇年史」（私家版、刊行年次不詳）。七里源一「日野商人山中家の家訓に見る商店経営について」（滋賀県商業教育研究会『商業教育』第二八集、一九八九年）。末永國紀「幕末維新期山中兵右衛門家の支配人経営と家政改革」（末永「近代近江商人経営史論」第二章、有斐閣、一九九七年。初出論文は、「幕末期近江商人の家政改革―山中兵右衛門家の場合」、同志社大学人文科学研究所『社会科学』五二号、一九九四年）。日野商人山中兵右衛門家文書研究会「解題―日野商人山中兵右衛門家考」（御殿場市立図書館、二〇〇三年）。松元宏「日野商人山中兵右衛門家の歴史」（御殿場市教育委員会『地方史研究御殿場』九号、二〇〇五年）。佐々木哲也「日野商人山中兵右衛門家の出店概要と史料構成―本家・出店経営文書の現存状況とその特徴―」（『同上』）。
- (4) 近年の成果としては、青木隆浩「近代酒造業の地域的展開」（吉川弘文館、二〇〇三年）が埼玉県の事例をあげている。
- (5) 井上定幸「北関東における近江商人の醸造経営（一）、（二）―上州藤岡町・原田四郎左エ門店の場合―」（『群大史学』第九号、第一〇号、一九六三年）。また、北関東地域の自治体史にも簡単な記述を確認できるが、ここでは特に掲げない。
- (6) 以下に掲げるように、雛形はいずれも「奉公人請証文之事」とあるが、叙述では「奉公人請状」「請状」の表現を用いる。
- (7) 以下の引用史料は、いずれも「山中兵右衛門家文書」のうち、日野本家に伝来したものである。（一）内には、日野町史編さん室が整理した仮目録の史料番号を示しておく。
- (8) 家政改革については、「へ叶本家変革店々切替惣店給金諸事扣之写」（5-138-1）参照。

【付記】

本稿は平成十七年度科学研究費補助金「近世・近代における商業資本発達史の研究―近江商人・山中兵右衛門家の経済史的研究―」（基盤研究（B）・（2）研究代表・筒井正夫）の研究成果の一部である。